

令和3年度 保育園・認定こども園 保育料（3号認定）

階層区分 年収めやす		(課税額：市町村民税所得割)	月 額 () 内は第2子			
			保育標準時間		保育短時間	
			国	町	国	町
第1階層	1	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0	0
第2階層 ～260万円未満	2-2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
	2-1	うち「ひとり親世帯」、 「※障がい児(者)のいる世帯」	0	0	0	0
第3階層 ～330万円未満	3-2	課税額 48,600 円未満である世帯 (均等割のみ含む)	19,500 (9,750)	10,000 (5,000)	19,300 (9,650)	9,800 (4,900)
	3-1	うち「ひとり親世帯」、 「※障がい児(者)のいる世帯」(第2子以降は無)	9,000 (0)	4,400 (0)	9,000 (0)	4,300 (0)
第4階層 ～360万円未満	4-1A	課税額 48,600 円以上 57,700 円未満である世帯	30,000 (15,000)	18,000 (9,000)	29,600 (14,800)	17,700 (8,850)
	4-1	課税額 48,600 円以上 77,100 円以下で「ひとり親世帯」、 「※障がい児(者)のいる世帯」	9,000 (0)	5,400 (0)	9,000 (0)	5,400 (0)
第4階層 ～470万円未満	4-2	課税額 77,101 円以上 97,000 円未満である世帯のうち、「ひとり親世帯」、 「※障がい児(者)のいる世帯」	30,000 (15,000)	18,000 (9,000)	29,600 (14,800)	17,700 (8,850)
	4-2B	課税額 57,700 円以上 97,000 円未満である世帯	30,000 (15,000)	18,000 (9,000)	29,600 (14,800)	17,700 (8,850)
第5階層	5	課税額 97,000 円以上 133,000 円未満である世帯	44,500 (22,250)	25,000 (12,500)	43,900 (21,950)	24,600 (12,300)
第6階層 ～640万円未満	6	課税額 133,000 円以上 169,000 円未満である世帯		27,000 (13,500)		26,600 (13,300)
第7階層 ～930万円未満	7	課税額 169,000 円以上 301,000 円未満である世帯	61,000 (30,500)	28,000 (14,000)	60,100 (30,050)	27,500 (13,750)
第8階層 ～1130万円未満	8	課税額 301,000 円以上 397,000 円未満である世帯	80,000 (40,000)	30,000 (15,000)	78,800 (39,400)	29,500 (14,750)
第9階層 1130万円～	9	課税額 397,000 円以上である世帯	104,000 (52,000)	35,000 (17,500)	102,400 (51,200)	34,400 (17,200)

多子カウント年齢制限なし①

多子支援②

- ◆世帯内の税合算者については、世帯の状況を総合的に判断し適用（基本は父母）。
- ◆小学校就学前までの範囲で最年長の子どもから順に2人目以降の子ども利用の場合、第2子は半額（ ）内、第3子以降は無料。
- ①2人親世帯は課税額 57,700 円未満、ひとり親世帯等は 77,101 円未満で上記のような年齢範囲の制限はありませんので、生計が同一で扶養している小学生以上も範囲に含めます。
- ②18歳未満の子どもの範囲で第3子以降は県の多子世帯子育て支援により無料となります。（第8・第9階層を除く。）
- ※障がい児(者)：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象。◆3号認定の子どもが年度途中で2号認定になっても年度末までは3号認定の保育料です。
- ◆年度途中で住民税の修正申告があったり、同一世帯で障害手帳・療育手帳の取得・喪失があった場合は、保育料に影響することがあるためすみやかにお知らせください。
- ◆保護者の状況（退職、就職、妊娠出産等）が変わった場合は、認定変更申請をお願いします。